

平成28年度

雄武町財務書類



雄武町

目次

1. 財務書類作成の目的	1
(1) 統一的な基準による地方公会計制度の導入	1
(2) 官庁会計と新地方公会計制度の違い	1
(3) 民間の企業会計と公会計の違い	1
2. 財務書類の作成条件	2
(1) 対象とする会計の範囲	2
(2) 財務書類の作成基準日	2
3. 財務書類4表の概要	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 行政コスト計算書	4
(3) 純資産変動計算書	5
(4) 資金収支計算書	6
(5) 財務書類4表の相関図	6

1. 財務書類作成の目的

(1) 統一的な基準による地方公会計制度の導入

市町村などの地方公共団体の予算、決算、会計制度は、地方自治法などの法令により、その調製方法や処理方法が規定されています。これらは、民間企業で採用されている発生主義会計に対して現金主義会計といわれ、現金の収入と支出の動きに重点を置いたものとなっています。

現金主義会計は、年度別の決算管理を行うには適していますが、地方公共団体の資産や債務の実態については把握しづらいことから、発生主義的な考え方を取り入れた決算資料の作成が求められていました。

国においては、平成18年6月に成立した行政改革推進法を契機に、地方の資産・債務改革の一環としての「地方公会計制度の整備」が位置付けられました。これにより「地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月総務省）」で示された「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、4つの財務書類を整備することとなりました。

しかし、それぞれのモデルで資産評価などの作成基準が異なり、比較ができないなどの課題も多かったため、平成27年1月に総務大臣通知により「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」及び「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において、この「統一的な基準」で財務書類を作成することとなりました。

こうした状況を踏まえ、雄武町では、この「統一的な基準」を導入し、固定資産台帳の整備を行い、財務分析の結果を活かした行財政の効率化・適正化に資するため、財務書類の作成を行っています。

(2) 官庁会計と地方公会計制度の違い

地方公共団体の会計は、単式簿記・現金主義によるもので、「現金」という1つの科目の収支のみを記録するものですが、地方公会計制度による財務書類は、現金の収支に関わらず、1つの取引についてそれを原因と結果の両方からとらえ、二面的に記録することにより、資産の動きや行政サービスの提供に必要なコストを把握することができます。

(3) 民間の企業会計と公会計の違い

地方公会計制度は、民間企業の会計手法を取り入れたものですが、地方公共団体とはそもそもその目的が異なります。民間企業の目的は利益獲得であるため、例えば損益計算書は、対応する収益とコストを差し引いて適切に期間損益を計算し、企業経営に資することを目的としています。

これに対し、地方公共団体は利益の獲得を目的としないので、経常行政コストと経常収

支の差引きで表される純経常行政コストは、利益の概念ではなく、地方税や地方交付税などの一般財源や資産の売却などで賄うべきコストを示すこととなります。

2. 財務書類の作成条件

(1) 対象とする会計の範囲

雄武町の財政は、基本となる「一般会計」と、法律や条例で定められている事業の目的や合理性の観点から、別に設置している「特別会計」及び「企業会計」からなっています。また、雄武町単独では行うことが難しい事業については、近隣や全道の自治体と一部事務組合や広域連合などをつくり、それぞれの自治体の負担により事業を行っています。

平成28年度決算においては、一般会計の財務書類である「一般会計等財務書類」を作成しました。一般会計等財務書類に特別会計及び企業会計を加えた「全体財務書類」、さらに一部事務組合や広域連合などを加えた「連結財務書類」については、今後、作成を予定しています。

また、財務書類の作成範囲は以下のとおりです。

会 計 名		一般会計等 財務書類	全 体 財務書類	連 結 財務書類			
普通会計	一般会計	↕	↑ ↓	↑ ↓			
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計						
	介護保険事業特別会計						
	後期高齢者医療事業特別会計						
	介護サービス事業特別会計						
	介護老人保健施設事業特別会計						
公営企業会計	法適用 国民健康保険病院事業会計						
	法非適用 簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計						
一部事務組合・広域連合・第三セクター等							

(2) 財務書類の作成基準日

作成基準日は、会計年度の最終日である平成29年3月31日とし、出納整理期間における取引は、3月31日までに処理したものととしています。

3. 財務書類4表の概要

(1) 貸借対照表【バランスシート：BS】

貸借対照表は、資産の状況とその資産を形成するための財源がどのように調達されたのかを明らかにします。表の左側（借方）に町が保有する土地や建物などの「資産」を示し、右側（貸方）にその資産を形成することによって将来世代が負担する「負債」と、これまでの世代が既に負担した「純資産」が会計年度の最終日においていくらあるのかが示されます。

①資産

土地、建物、道路など将来の世代に引き継ぐ社会資本や、資金や基金など将来現金化が可能な財産

②負債

地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの

③純資産

過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてよい財産

■貸借対照表(BS)の概略図

借方(かりかた)	貸方(かしかた)
資 産 (将来世代へ引き継ぐもの)	負 債 (将来世代の負担)
	純資産 (過去世代の負担)

「資産」 = 「負債」 + 「純資産」

借方と貸方が均衡（バランス）します

(2) 行政コスト計算書【P L】

行政コスト計算書は、1年間の行政運営を行う中で、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない人件費や物件費などの行政サービスに要するコスト（経常費用、臨時損失）に区分したものと、行政サービスの対価として徴収する使用料及び手数料など（経常収益、臨時利益）を対応させて表示したものです。

行政コスト計算書は、企業会計でいう損益計算書にあたるものですが、公会計では、損益をみるのが目的ではなく、町民の皆さんに提供する行政サービスの費用を明らかにするものです。

経常費用と臨時損失の合計から経常収益と臨時利益の合計を差し引いたものが、当該年度の純行政コストとなります。

①経常費用

人件費（職員給与や議員報酬など）、物件費（少額の備品や消耗品、燃料費など）など行政サービスに要する費用です。従来の現金主義会計では、捕捉できなかった減価償却費や賞与引当金など現金支出を伴わない費用についても計上します。

②経常収益

使用料及び手数料など行政サービスの対価として徴収した収入です。

③臨時損失

災害復旧事業費や資産売却に係る損失など臨時に発生した費用です。

④臨時利益

資産売却に係る利益など臨時に発生した収益です。

⑤純行政コスト

経常費用と臨時損失の合計と経常収益と臨時利益の合計の差引きです。

■行政コスト計算書(PL)の概略図

借方(かりかた)	貸方(かしかた)
経常費用 臨時損失	経常収益 臨時利益
	純行政コスト

(3) 純資産変動計算書【NW】

純資産変動計算書は、純資産(過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてよい財産)が年度中にどのように増減したかを表示したものです。

純資産の減少は、現役世代が将来世代にとって利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方で、将来世代にその分の負担が先送りされたことを意味します。逆に純資産の増加は、現役世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味し、将来世代の負担は軽減されたこととなります。

このような観点から、純資産の増減が、企業会計における利益及び損失の増減を示すものとも言い換えることができます。

①純行政コスト

行政コスト計算書の純行政コストと一致します。

②財源

財源をどのような収入(町税、地方交付税、国庫支出金など)で調達したかを表します。

③固定資産等の変動(内部変動)

財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金などにどの程度使ったかを表します。

【有形固定資産等の増加、減少】

当該年度に土地、建物、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額(減価償却費など)を表します。

【貸付金・基金等の増加、減少】

当該年度の貸付金、基金、出資金などの増減を表します。

④資産変動差額の変動

当該年度に発生した固定資産や金融資産の評価益や評価損を表します。

⑤無償所管換等

無償で譲渡または取得した固定資産の評価額などを表します。

(4) 資金収支計算書【キャッシュ・フロー計算書：CF】

資金収支計算書は、会計期間中（4月1日から翌年3月31日まで）の町の現金預金の収支の状態、利用状況、資金能力を明らかにするものです。

前年度末の残高、本年度末の残高及び期間中の増減額を表しており、資金収支の性質に応じて「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3区分により表示することで、どのような活動に資金が使われたのかがわかります。

①業務活動収支

行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出される収支額です。

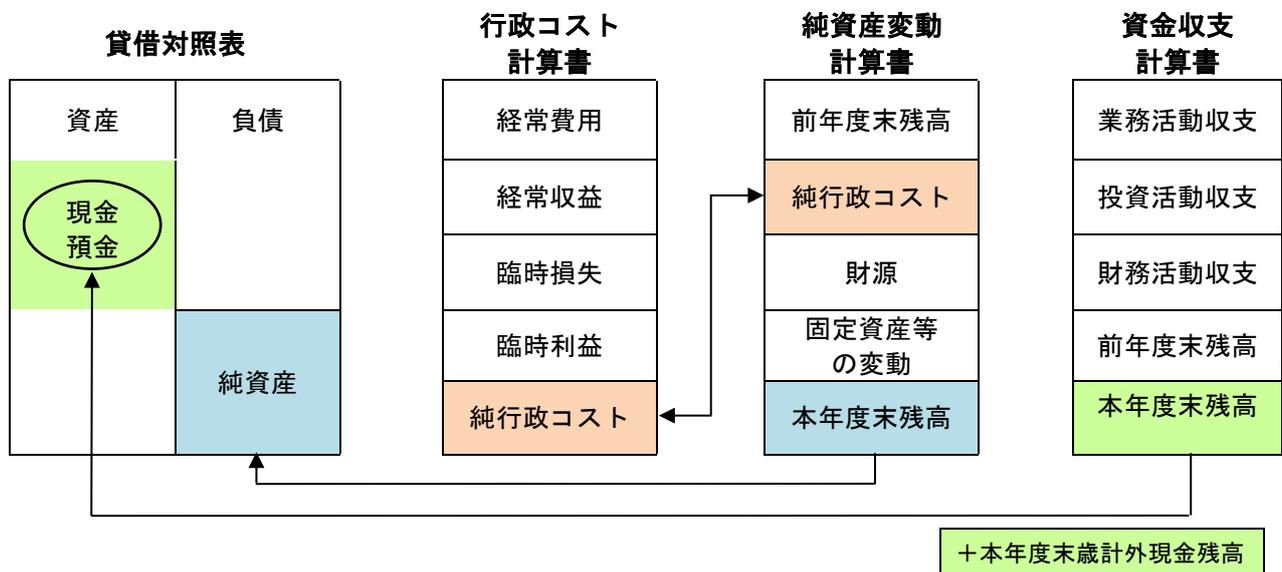
②投資活動収支

土地、建物、道路などの社会資本や基金、貸付金などの収支額です。

③財務活動収支

町債、借入金などの収支額です。

(5) 財務書類4表の相関図



- 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと一致します。
- 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と一致します。
- 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。